

交番だより

おまるやま



令和6年6月
さくら警察署
喜連川交番

外国人労働者問題啓発月間

不法滞在・不法就労防止にご協力下さい！

不法就労とは

- 不法滞在者(不法入国者、不法残留者)が働いてお金を稼ぐこと。
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。

外国人を雇用するときは、パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を！



罰則の適用

働くことを認められていない外国人を雇った人や不法入国を手助けした人達に対して、次の罰則が適用されます。

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者(入管法第73条の2)

3年以下の懲役
若しくは
300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者をかくまう等の行為をした場合(入管法第74条の8)

3年以下の懲役
又は
300万円以下の罰金に処する

覚せい剤・大麻等薬物の乱用の防止

薬物ってどんなもの？

覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害を陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

急増する若者の大麻乱用

大麻の乱用による影響

知覚の変化
時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下
短期記憶が妨げられる

運動失調
瞬時の反応が遅れる

大麻の有害性

精神障害
統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

大麻を長く使い続ける影響

IQ(知能指数)の低下
短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存
大麻への欲求が抑えられなくなる